春日部市屋外広告物ガイドライン





目 次

_第1章 はじめに	1
1. 春日部市屋外広告物ガイドラインの目的	_ 1
2. 本ガイドラインの活用	
第2章 共通ガイドライン	3
1. 情報	. 3
2. 色彩	. 4
3. 電光式(照明・映像装置など)	5
4.維持管理	. 7
第3章 地域別ガイドライン	8
1.駅周辺地区	8
2. 幹線道路沿道地区	
第4章 種類別ガイドライン	10
1. 屋上利用広告物	10
2.壁面利用広告物	
3. 突出し広告物	
4. 建物から独立した広告物(広告板、サインポールなど)	
5. その他の広告物(広告旗、窓利用広告物)	1 4

1. 春日部市屋外広告物ガイドラインの目的

春日部市は、平成20年4月に景観行政団体となり、平成25年4月には、「春日部市景観計画」、 及び「春日部市景観条例」を施行し景観形成を進めています。

景観計画には、屋外広告物の表示及び掲出に関する基本方針、屋外広告物の景観形成基準を掲げ、 平成 26 年 12 月には「春日部市屋外広告物条例」を制定しました。屋外広告物の大きさ・高さ・ 設置場所等については、この春日部市屋外広告物条例でルールを定めています。

一方、屋外広告物のデザイン・色彩等の要素は、周囲の建物や景観との関係によって評価(見方)が大きく変わってきます。これらの要素は、条例で一律に規制することは難しく、結局のところ、広告主や屋外広告業の方々の「モラル、センス、見識、技術」といった部分にある程度依存せざるを得ません。

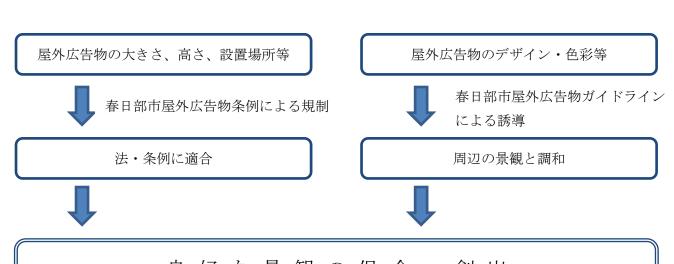
また、最近では照明技術の技術的な進化や低価格化により、屋外広告物にも LED 光源の採用が進み、強い光や画像の変化を活用した電光式の屋外広告物が見られるようになりました。それに伴い、電光式屋外広告物による人工光が、周辺環境への影響や交通信号機の視認性を阻害する要因として無視できない存在となっています。

そこで、本市の屋外広告物の実態を踏まえたきめ細かな規制・誘導を図り、春日部市景観条例と 共に、建築物等と一体となった質の高い屋外広告物の景観形成を推進するために、春日部市屋外広 告物ガイドラインを策定しました。

本ガイドラインは、屋外広告物のデザイン・色彩等を、周辺の景観と調和し、良好な景観の創出 に寄与するようなものとするにはどのようなことに配慮すればよいか、考え方や事例をまとめてい ます。

今後、屋外広告物の設置を行うに当たっては、本ガイドラインを参考にしていただき、より魅力 ある春日部市のまちづくりをともに進めていただきたいと思います。

なお、本ガイドラインは、春日部市における屋外広告物による景観の望ましい姿にするための標準的な事項を示したものです。春日部駅や南桜井駅周辺の賑わいのある中心市街地、歴史的建造物が残されている旧日光街道4番目の宿場町であった粕壁宿、市街地を取り囲む田園風景などの春日部市の優れた景観資源と調和を図って、屋外広告物のデザインを検討していただきたいと思います。



2. 本ガイドラインの活用

屋外広告物の設置を検討する際には、春日部市屋外広告物条例に規定する基準等に適合させると ともに、本ガイドラインの内容をご理解いただき、屋外広告物の設置計画や設計に反映いただきま すようお願いいたします。

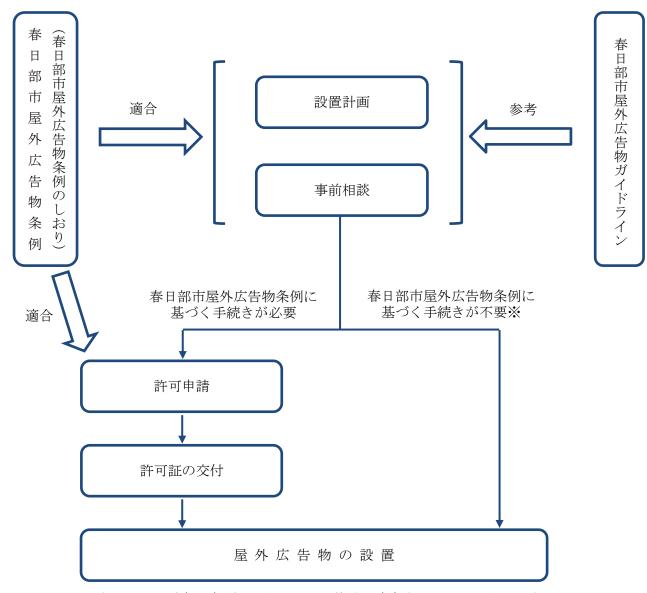
なお、春日部市屋外広告物条例の基準の内容等については、「春日部市屋外広告物条例のしおり」 を参照してください。

本ガイドライン活用の対象者:屋外広告物に係る関係者(広告主、事業者、設計者等)

本ガイドラインの対象行為 : 屋外広告物の表示・移動・内容変更

本ガイドラインの使い方: 屋外広告物ガイドラインは屋外広告物の計画・設計の際に参考と

して下さい。



※手続きが不要(適用除外)であっても、基準に適合させる必要があります。

1. 情報

屋外広告物に掲載する情報は、掲示する内容が簡潔に伝わるよう、見やすく、メリハリの ついたデザインを心掛けてください

【指針】

・要点をしぼって簡明な表現とする

表示内容が多すぎると伝えたい内容がかえってわかりにくくなります。要点をしぼって簡明な 表現とするようにしましょう。

シンボルマークや記号などを有効に使用する

表現を最小限とする方法のひとつに、シンボルマークや記号(日本工業規格 Z 8 2 1 0 に定める、案内用図記号を推奨します)などを使用する方法もあります。

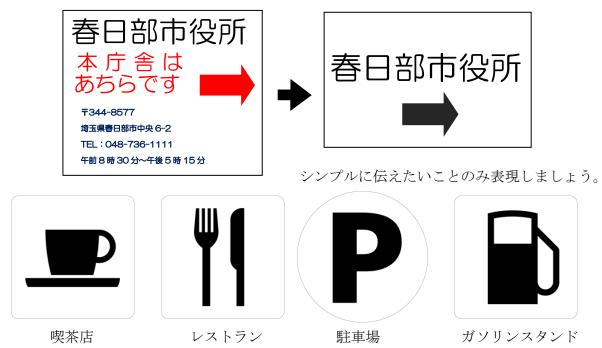
広告面全体がすっきりした印象となるような表現を心掛けましょう。

・敷地単位の総量に配慮する

同一敷地内に複数の屋外広告物を表示しすぎると、景観を乱してしまう可能性があります。 まち並み景観に配慮するため、同一敷地内での屋外広告物の総量を抑えましょう。

・簡潔で控えめな表現とする

大きくて威圧的な表現よりも、控えめでもセンスが光る表現の方が人目を引く効果が高いこと もあります。余白を上手に使って、簡潔で控えめな表現を心掛けましょう。



限られた表示面積のなかで、印象的に情報を伝えましょう。

2. 色彩

屋外広告物に用いる色彩は、掲載された情報を伝達する一手段であることを踏まえて、 すっきりと情報を際立たせるような表現を心掛けてください

【指針】

・控えめな色彩を使用する

派手な色彩は人目を引きますが、回りの景観に与える影響も大きくなります。

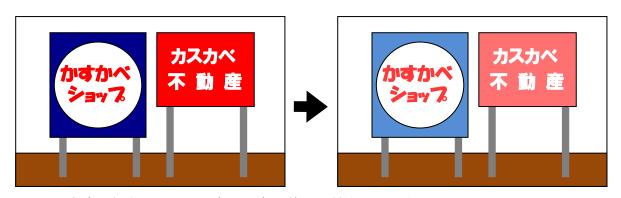
彩度を抑える、地の色に原色を使用しない、使う色の数を少なくするなど、控えめな色彩を使用しましょう。

・周辺環境に応じた色づかいをする

屋外広告物を設置する建物の外壁や周辺環境に応じて、屋外広告物の1面に使用する色数やグラデーション等の特殊な効果の使用など広告物に掲載された情報が伝わりやすいような色づかいを心掛けましょう。

・眩しすぎる地色は避ける

輝度が非常に高い白系色は控えめなオフホワイトにするなど周辺環境に配慮しましょう。



彩度を抑えたり、地の色に原色の使用は控えましょう。

市街化調整区域の一般広告物のうち、屋上利用広告物、壁面利用広告物、広告板等には次の許可基準があります。

使用されている色のうち、面積が最大のものの色相が (※)

R、YRである場合 : 彩度8以下 上記以外である場合 : 彩度6以下

許可不要で表示することができる自家広告物等の広告物も、上記の基準に適合するよう努めましょう。 ※ 日本工業規格 Z 8 7 2 1 に定める、マンセル値による

・地区計画や景観協定により別途、基準が定められている場合があるため確認する 地域によっては、ネオンサインは使用しない等の基準があります。

3. 電光式 (照明・映像装置など)

屋外広告物に用いる照明や映像装置(デジタルサイネージ、プロジェクションマッピング等)などは、掲載された情報を伝達する一手段であることを踏まえて、安全な交通に配慮した上でその内容が判読しやすくなるような照らし方や映し方、設置位置を心掛けてください

【指針】

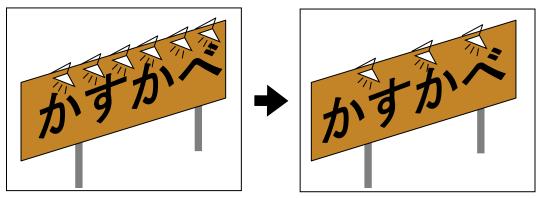
・光源の露出を避け防眩カバーを設置する。また、外照式照明の場合は、必要最低限の照射範囲と し、周囲への漏れ光を抑える

照射角の設定や遮光用カバーを取り付けるなど、近隣住宅や農作物への影響に配慮しましょう。

- ・設置場所、広告物の高さにより適切な照明光源を選択する 単に明るさだけを追求することなく、設置場所、屋外広告物の高さにより光源の種類や光を当 てる範囲を適切に選択し、人々に不快感を与えないように配慮しましょう。
- ・照明に関する苦情などがあった場合には、輝度や照度を落とすなどの対応が可能な照明装置を使用する

輝度を調節する装置を設置の際に組み組むなど、設置後の対応にも配慮しましょう。

- ・照明の余分な点灯時間を控える 夜間景観に配慮して、店舗の営業時間外は屋外広告物の照明を消すなど余分な点灯を控えましょう。
- ・点滅、回転式照明を使用する屋外広告物は、できるだけ設置を避ける 点滅式や回転式の照明は、できるだけ設置を避けましょう。使用する場合は、中高層階及び屋 上への設置をできるだけ避けるとともに、過剰な明るさとならないよう注意しましょう。



外照式照明を使用する場合は、必要最低限の照明としましょう。

・歩行者等の目線に近い高さ(地表面から1m~2m程度)に設置する場合は、光源の露出及び点滅を避け、輝度を抑える

LED は「強く細い光」という特徴があります。輝度の高い光線が直接目に入ると、網膜の順応不能による視界の把握障害を引き起こす可能性があります。特に、高齢者や視覚に障害がある人にとっては影響が大きく、路面の凹凸に躓いたりする危険がありますので、表示面の向き、角度にも配慮しましょう。

・輝度の高い光源の点滅及び動光を避け、点滅周期を緩やかにする。輝度の変化(明暗)を抑制する

行き過ぎた眩しさや光の動きなどは人々に不快感を与えるばかりか、設置方法によっては通行者を眩惑したり、交通信号機の視認性を低下させる危険もあります。広告物を装飾する LED、電球、チューブ照明等の過度な点滅や動光は控えましょう。

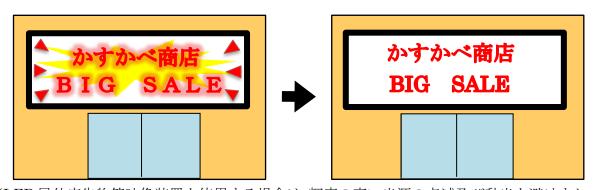
・照明環境の形成のために参考とすべき数値目標に従い、輝度を抑制する 輝度に関する具体的な数値目標は以下のとおりです。この数値を上回らないようにしましょう。

地域区分	住居系地域	商工業系地域	左記以外の地域
広告物輝度 (最大許容値)	800cd/m²	$1000 \mathrm{cd/m^2}$	400cd/m²

(この表の用語説明)

- ・地域区分:都市計画法第8条第1項の規定により定められた地域区分。住居系=低層住居専用地域、中高層住居専用地域、住居地域、準住居地域商工業系=近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
- ・cd(カンデラ)/㎡:輝度の単位。ここでは光源や反射面の単位面積あたりの平均輝度の最大許容値を示す。
- ・周辺に配慮して原則、音は出さない。

複数の音は雑音になるだけでなく相互に騒音レベルを高めることになりかねません。人によっては不快感を覚えることもあるため、音にも配慮しましょう。



※LED屋外広告物等映像装置を使用する場合は、輝度の高い光源の点滅及び動光を避けましょう。

- ・住宅地に設置する場合は、良好な住居の環境を保全するため、次の事項に配慮する
 - ・照明光が住居内に差し込まないよう、適切な光源選定を行うとともに、必要に応じて遮光板 やルーバーの設置を検討しましょう。
 - ・深夜時間帯(概ね夜10時以降)は消灯しましょう。
 - ・光源色やカバーの着色に赤色系の使用は避けましょう。
 - ・サーチライトやレーザー光の使用は避けましょう。
- ・人工照明が少ない田園地域等に設置する場合は、自然環境を保全するため、次の事項に配慮する
 - ・周辺環境との調和に配慮し、輝度を抑えましょう。
 - ・動植物の生育や生態系に影響があることを認識し、遮光板の設置等、適切な対策を講じましょう。(周辺の耕作作物や家畜への影響、野生動物生息地への影響など)
 - ・ 点灯時間に配慮しましょう。 (タイマー装置等を用いて深夜の点灯を避けるなど)
 - ・光源色(カバー、レンズを含む)に赤色系の使用は避けましょう。
 - ・サーチライトやレーザー光の使用は避けましょう。
- ・交差点周辺、道路沿道に設置する場合は、安全かつ円滑な交通を阻害しないため、次の事項に配 慮する
 - ・信号機の背後や周辺では信号灯火の輝度を上回らないようにしましょう。
 - ・信号機の近傍背景では信号灯火色と類似する照明色の使用は避けましょう。
 - ・設置前に、すべての通行方向から運転者の視線レベルで信号機の視認性に支障がないことを 確認しましょう。
 - ・道路沿道においては、安全運転への支障とならないよう、文字数や文字の表示時間等に配慮 しましょう。
- ・地区計画や景観協定により別途、基準が定められている場合があるため確認する 地域によっては、ネオンサインは使用しない等の基準があります。

4. 維持管理

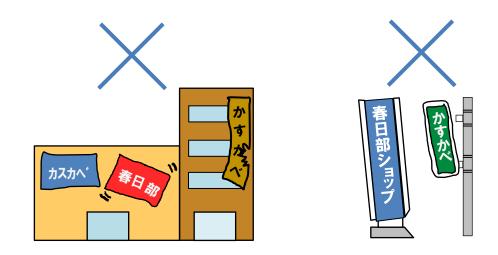
公衆に対する危害を防止し、良好な景観を形成するために、屋外広告物の適正な維持管理 を心掛けてください

【指針】

・屋外広告物を掲出する必要がなくなった場合は、速やかに撤去する 老朽化した屋外広告物は景観を阻害する大きな要因となる他、安全面でも問題があるため、維持管理に十分配慮し、店舗などを閉鎖する際は、屋外広告物も合わせて撤去するようにしましょう。

・適正な維持管理をする

自家広告物と比べ一般広告物については、管理が行き届きにくくなりますので、維持管理には 十分に注意しましょう。



老朽化した屋外広告物は景観の疎外とともに、安全面でも問題があります。

第3章 地域別ガイドライン

1. 駅周辺地区

まち並みや背景との調和を第一に考え、駅の個性に応じた、まちの顔にふさわしいデザインとなるよう心掛けてください

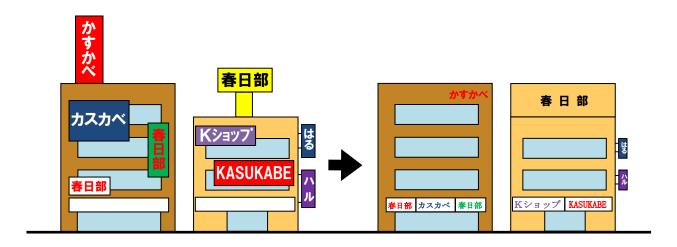
【指針】

・建物の美しさを活かす屋外広告物とする

まちの美しさは、本来、建物や道路、広場などがつらなり織りなすことで生まれます。屋外広告物が建物の美観を損なう規模や色彩とならないよう、わかりやすく、シンプルな表現を心掛けましょう。

- ・一定のにぎわい感の中にも風格ある屋外広告物とする 駅前地区は「都市の顔」として質の高い美しい屋外広告物を掲出しましょう。商店街ではにぎ わいを高めながら快適な空間を作るため、屋外広告物を建物の1階部分にそろえ、すっきりした 印象にしましょう。
- ・建物単位で大きさ等に統一感を持たせて、すっきりした駅前景観とする 商業・業務ビルやマンション等で各店舗の屋外広告物が不統一でバラバラに設置されると、煩 雑な印象を与えます。建物単位で大きさや設置場所、色彩等に統一感を持たせて、すっきりした 駅前景観になるよう配慮しましょう。
- ・電光式(照明・映像装置など)の屋外広告物を設置する場合は、共通ガイドラインの指針に沿って設置する

「第2章 共通ガイドライン」の「3.電光式 (照明・映像装置など)」「照明環境の形成のために参考とすべき数値目標に従い、輝度を抑制する」(P.6) 参照



屋外広告物の高さや大きさに統一感をもたせると、すっきりとした印象になります。

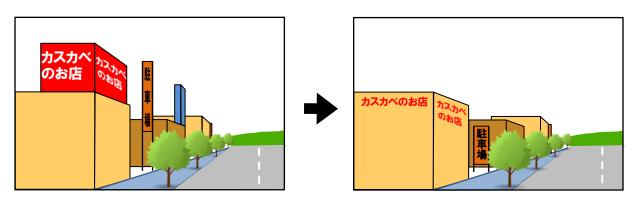
2. 幹線道路沿道地区

沿道の建物や街路樹、又は田園風景などの通りの景観を構成する要素との調和に配慮した デザインとなるよう心掛けてください

【指針】

- ・広告効果を高めるため、シンプルな表現にする 過剰な形状、デザインなものとなりがちですが、運転者にはかえって視認効果が低減します。 見通しの良い道路空間となるよう、見やすく、わかりやすい、シンプルな表現を心掛けましょう。
- ・同一の敷地に複数設置する場合は、形状等の統一を図る 複数の広告板がバラバラに設置されると、雑然とした印象になります。同じ形状としたり、落 ち着いた色彩やポールの色彩を揃える等の統一を図りましょう。
- ・同一の敷地に設置する屋外広告物の設置数を抑える 交差点付近や駅前等で一箇所に多数の屋外広告物が掲出されると、まち並みを乱します。一箇 所に設置する屋外広告物の設置数を抑えましょう。
- ・屋外広告物を掲出する環境に配慮した屋外広告物とする 壁面広告物の地の色は、取り付け建物の壁面と同系統色とし、建物になじませるようにしましょう。
- ・表示内容は最小限のものとする 大きな広告板やサインポールは、まち並みに圧迫感を与えます。屋外広告物は必要最小限の大 きさとして、周囲に圧迫感を与えないよう配慮しましょう。
- ・電光式 (照明・映像装置など) の屋外広告物を設置する場合は、共通ガイドラインの指針に沿って設置する

「第2章 共通ガイドライン」の「3. 電光式 (照明・映像装置など)」「交差点周辺、道路沿道に設置する場合」(P.7)参照



わかりやすくシンプルな屋外広告物にすると10すっきりとしたまち並みになります。

第4章 種類別ガイドライン

1. 屋上利用広告物

屋上利用広告物は、建物の壁面の延長と捉えて、スカイラインの整った美しいまち並みを 形成するよう、建物と一体的な形状、配置を心掛けてください

【指針】

・原則として建物1棟につき、1つとする

屋上利用広告物は多くの人が目にするため、景観に与える影響が大きく、屋上利用広告物の乱立は景観を大きく損ねることになりかねません。むやみに設置することは避け、原則として建物1棟につき1つとしましょう。

高さをそろえる

隣接する建物との連続性を保つように、スカイラインを崩さないようにしましょう。

・建物デザインとの一体感をもたせる

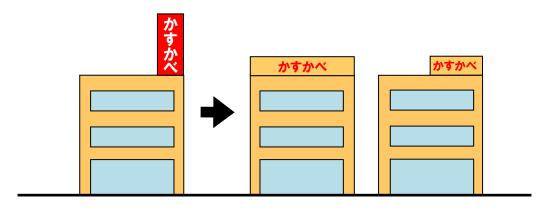
屋外広告物と建物に色や形などの違和感があると、統一感が失われ、雑然とした印象を与えます。壁面と広告物の面を揃え、地の色を建物の壁面と同系色としましょう。

- ・建物とのバランスに配慮する 安定感のある横長の形態となるようにしましょう。
- ・原色を抑えた色彩とする

地の部分など、表示面積の大きいものは原色の使用を抑えるようにしましょう。 ※市街化調整区域内の一般広告物には、色彩の許可基準があります。(P4参照)

・表示内容は最小限のものとする

使用文字が多いと、雑多な印象となります。表示内容は店舗名などの屋号、ロゴのみとするなど、最小限の表示内容としましょう。



屋外広告物の高さや大きさをそろえると、統一感のあるまち並みになります。

2. 壁面利用広告物

壁面利用広告物は、建物の外壁の一部と捉えて、建物の外壁面のデザインと一体となるような形状、配置を心掛けてください

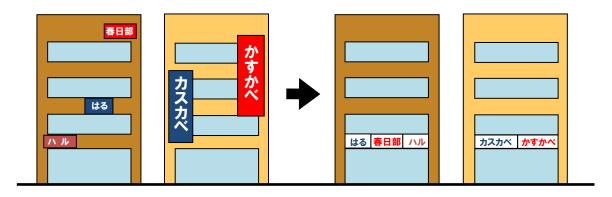
【指針】

- ・同一の建物に複数設置する場合は、位置、大きさなどをそろえる テナントビルなどで複数の屋外広告物がバラバラに設置されると、雑然とした印象となります。 配置や大きさを配慮して、統一感を持たせるようにしましょう。
- ・威圧感を与えないデザインとする

表示面積が大きく、かつ、高い位置に設置された屋外広告物は、威圧感を与え建物との調和も 乱しやすいため、大きさや設置高さに配慮しましょう。また、壁面利用広告物は屋上に突き出る ような形態は避け、原則として3階以上の壁面には設置しないようにしましょう。

- ・建物デザインとの一体感をもたせる 切り文字にするなどして、屋外広告物が建物との一体感をもつよう配慮しましょう。
- ・原色を抑えた色彩とする 地の部分など、表示面積の大きいものは原色の使用を抑えるようにしましょう。 ※市街化調整区域内の一般広告物には、色彩の許可基準があります。(P4参照)
- ・表示内容は最小限のものとする

使用文字が多いと、雑多な印象となります。表示内容は店舗名などの屋号、ロゴ、階数のみと するなど、最小限の表示内容としましょう。



位置、大きさをそろえたり、原色を抑えると、すっきりしたまち並みになります。

3. 突出し広告物

突出し広告物は、沿道に飛び出た建物の壁面の一部と捉えて、歩道を歩く人が心地よいリズムを感じるような形状、配置を心掛けてください

【指針】

・まちなみ景観に配慮し、近隣の突出し広告物との調和を図る

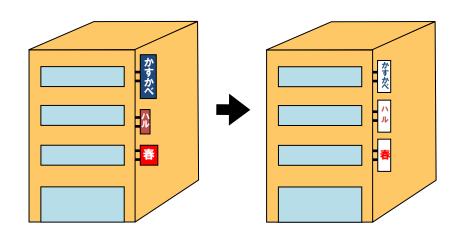
複数の突出し広告物が連続する場合、デザインや大きさが統一されれば、すっきりした景観となることが期待できます。近隣の突出し広告物と設置位置や突出し幅、形状などをそろえましょう。

・原則として1業者につき、1つとする

テナントビルなどで複数の突出し広告物がバラバラに設置されると、雑然とした印象となります。近隣の突出し広告物と設置位置をそろえ、1業者につき1つの掲出としましょう。

- ・威圧感を与えないデザインとする 大きさ、突出し幅は最小限にとどめ、まちなみに適した大きさとしましょう。
- ・建物の形状と一体感をもたせる 窓枠や階高にあわせて、規則正しく設置しましょう。
- ・原色を抑えた色彩とする地の部分など、表示面積の大きいものは原色の使用を抑えるようにしましょう。
- ・表示内容は最小限のものとする

使用文字が多いと、雑多な印象となります。表示内容は店舗名などの屋号、ロゴ、階数程度の みとするなど、最小限の表示内容としましょう。



突出し幅を控えめにし、形状をそろえることで安定感が得られ、すっきりします。

4. 建物から独立した広告物(広告板、サインポールなど)

建物から独立した広告物は、建物がつくる一定の秩序から抜け出した状態と捉えて、まち並みへの影響や道行く人や車への圧迫感ができるだけ小さくなるような形状、配置を心掛けてください

【指針】

- ・通行の見通しや安全を妨げない位置での設置、大きさとする 歩行者や自転車の妨げとなっている場合があり、設置に際してはこれを妨げないものとすると ともに、信号の視認についてもこれを妨げないものとしましょう。
- ・同一の敷地に複数設置する場合は、集約化を図る 複数の広告板がバラバラに設置されると、雑然とした印象となります。原則として集約化しま しょう。
- ・威圧感を与えないデザインとする

不安定な形態のものは避け、建物やまち並みに合わせた安定感のあるデザインとしましょう。 また、高さがバラバラになると、雑然とした印象を与えるため、高さをそろえるようにしましょう。

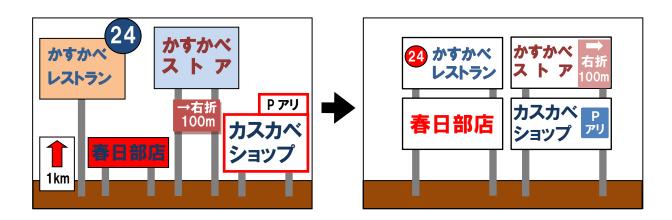
・原色を抑えた色彩とする

地の部分など表示面積の大きいものは原色の使用を抑えるようにしましょう。また、複数の屋 外広告物が集約される場合は、極力同系統色で統一するようにしましょう。

※市街化調整区域内の一般広告物には、色彩の許可基準があります。(P4参照)

・表示内容は最小限のものとする

運転者にとって過剰な情報は視認が困難となり、広告効果も低減します。使用する文字を最小限とし、デザインを工夫することで広告効果を高めましょう。



集約化しまとめることで、すっきりするとともに、情報も確認しやすくなります。

5. その他の広告物(広告旗、窓利用広告物)

広告旗、窓利用広告物は、歩行者に煩雑な印象を与えないように節度ある設置を心掛けて ください

①広告旗

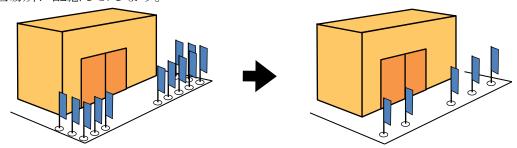
【指針】

・必要最小限の設置とする

店舗等で一箇所に多数の広告旗が設置されていると、煩雑な印象を与えます。歩行者の安全を阻害しない大きさ、高さ、設置位置とし、掲出数を抑えましょう。

・道路との境界から離して設置する

敷地内に設置した旗さおや広告旗が道路側に突き出すことがないよう、道路境界から広告物の 横幅以上離れた位置に設置しましょう。また、車両の出入口付近などには見通しの確保ができる よう設置場所に配慮しましょう。



設置本数を抑えることで、見通しがよくなり、通行者の安全面にも効果があります。

②窓利用広告物

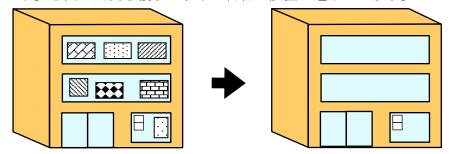
【指針】

・必要最小限の設置とする

窓利用広告物の掲出はできるだけ避けましょう。止むを得ない場合は、まち並みと調和した落ち着いた色彩のデザインに努め、規模・数量ともに抑えましょう。

・屋内でも窓面を覆うような広告物の設置は避ける

店舗等の建物では、窓の内側に設置された多くの広告物が建物の景観を乱すとともに、煩雑な印象を与えます。窓面の内側を覆うような広告物の設置は避けましょう。



窓面の内側の広告物の量を減らすと、すっきりとした印象になります。

春日部市都市計画課

〒344-8577

春日部市中央 6-2

Tel 048-736-1111 (代表)

第1版 平成27年3月作成

第2版 令和 2年7月改訂

